

広島県水道広域連合企業団管理規程第23号

広島県水道広域連合企業団退職手当審査会規程を次のように定める。

令和5年3月31日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

広島県水道広域連合企業団退職手当審査会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、広島県水道広域連合企業団附属機関設置条例（令和5年広島県水道広域連合企業団条例第5号）別表に規定する広島県水道広域連合企業団退職手当審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審査会は、企業長の諮問に応じ、広島県市町総合事務組合退職手当支給条例（昭和35年広島県市町総合事務組合条例第1号）第18条第2項に規定する職員の退職手当の支給制限等の処分について調査審議するものとする。

(組織)

第3条 審査会は、委員5人以内で組織する。

2 審査会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

(委員等の委嘱)

第4条 委員及び臨時委員は、識見を有する者のうちから必要の都度企業長が委嘱する。

2 委員及び臨時委員は、調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第5条 審査会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(議事)

第6条 審査会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 審査会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席した者の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、本部総務課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、議事の手続その他審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。